

## 【地域運動部活動推進事業成果報告書】

拠点校：長野市立裾花中学校（長野県）

---

### 1 基礎情報

#### （1）対象中学校の基礎情報

【所在エリア】長野県長野市（中核市）

【所在エリアの特徴】長野駅から車で10分程度の市街地のスポーツ活動が盛んな地域

【教員数及び生徒数】教員数：43名（非常勤職員を含む）

生徒数：653名

#### （2）部活動の情報

【部活動数】（運動系）11クラブ（文化系）6クラブ

【顧問数】（運動系）22名（文化系）12名

【活動頻度】平日4日、2時間程度、休日1日、3時間程度

【部費負担】0円～1万円程度

### 2 実践研究内容

#### （1）実践課題

○中学校の運動部活動にかわるスポーツ環境の構築を目指し、中学生あるいは小学生のスポーツ活動の支援に関する地域との連携を図ることを目的とする。

#### （2）課題に取り組むに至った背景・理由

①休日部活動の運営主体の確立

→休日部活動の受け皿が地域にないことから、「学校主体」から「スポーツ競技団体への移行を研究

②教職員以外の人材による管理体制の確立

→地域住民（住民自治協議会）による適正なクラブ運営と管理体制の構築

③持続可能な運営財源の確保

→市スポーツ協会やスポーツ競技団体等と連携した保護者の負担軽減につながる財源確保の仕組みを研究

④教職員の負担軽減につながる指導者の確保

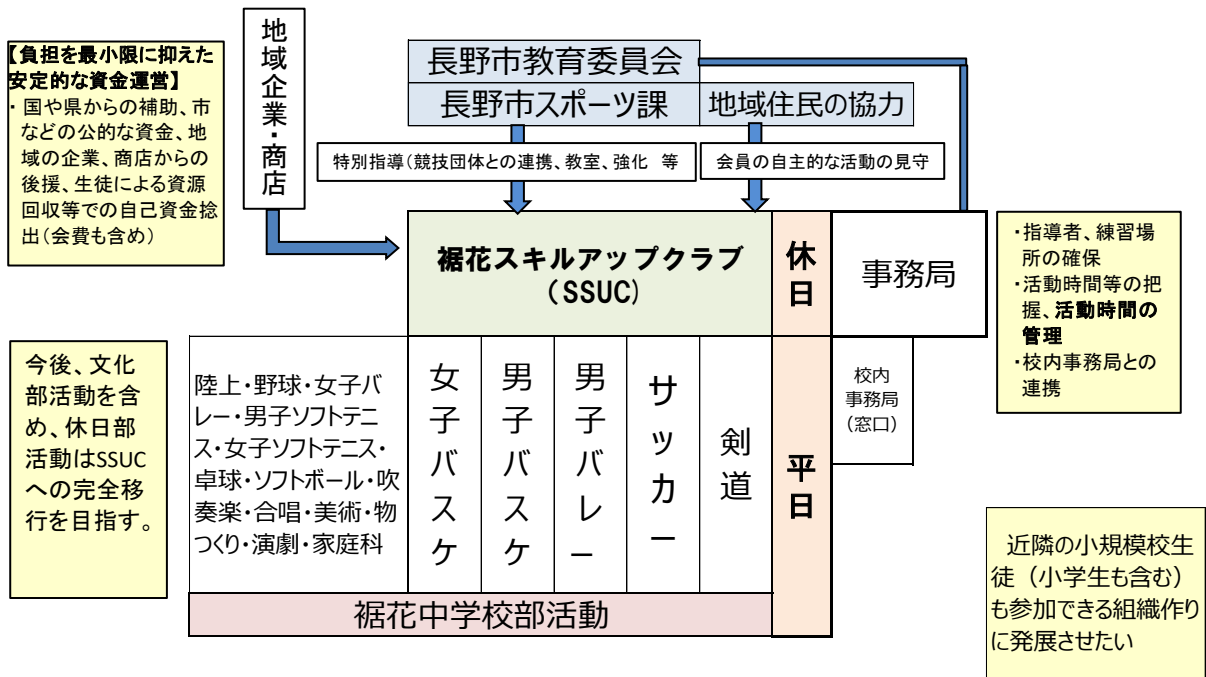
#### （3）運営体制

【運営主体の名称】「裾花スキルアップクラブ（通称：裾花SSUC）」

①目指す姿（ゴールイメージ）

- ・競技の専門性をより高めたいと考える児童生徒の受け皿となるスポーツ活動環境
- ・近隣小・中学校と連携し、学校単位の枠を越えた地域のスポーツクラブ
- ・平日と休日の一環指導のための連携体制
- ・教職員の休日の部活動指導による負担軽減。

## ②組織図



## ③手だて

- 市スポーツ推進委員や公認スポーツ指導者等が組織運営に携わる  
 →将来的にはスポーツ競技団体が母体となるスポーツクラブへの発展的な移行を想定
- 事務局は学校施設を利用するものの、事務局員は学校職員以外の地域住民が担う  
 →活動場所、活動時間等の調整・管理、指導者等に関わる事務処理等
- スポーツ指導を希望する教職員が教員の職務としてではなく、地域の指導者としてクラブに携わる  
 →市教育委員会への「兼職兼業」申請手続きを行う
- 部活動顧問とクラブ指導者との情報共有

## ④運営の概要

### 【設置クラブ】

男女バスケットボール部、男子バレーボール部、サッカー部、剣道部 計5クラブ

### 【活動時間】

休日の活動を週1～2日程度実施する、1回3時間程度を目安にする

### 【活動場所】

裾花中学校の体育施設を基本として使用

### 【その他】

クラブを設置する条件として、教職員以外の地域スポーツ指導者の確保を位置づける  
 ※運営規則に地域スポーツ指導者(教職員以外)の登録を義務化した。指導者の確保や、運営体制の整備等の条件が整い次第、他の部活動もクラブ化を図る

#### (4) 指導体制

- 【男子バスケットボールクラブ】 指導者 3 名（競技歴あり 2 名・指導歴あり 2 名）
- 【女子バスケットボールクラブ】 指導者 3 名（競技歴あり 2 名・指導歴あり 3 名）
- 【男子バレーボールクラブ】 指導者 2 名（競技歴あり 1 名・指導歴あり 1 名）
- 【サッカークラブ】 指導者 3 名（競技歴あり 1 名・指導歴あり 3 名）
- 【剣道クラブ】 指導者 2 名（競技歴あり 2 名・指導歴 2 名）

### 3 実践研究の成果と課題

#### (1) 成果

- ①学校、家庭、地域住民、外部指導者が課題意識、クラブの目的、ゴールイメージを共有できた
- ②設立準備会、運営委員会、部会を組織し、規約や運営規則等を整備できた
- ③設立総会での決議を踏まえ、10月より裾花SSUCの活動を開始できた
- ④裾花SSUCでの指導を希望する教職員の「兼職兼業願い」の申請及び許可ができた
- ⑤「競技の専門性を高めたい」と考える生徒の活動の場づくりにつながった

アンケート調査による生徒からの評価・・・「肯定的な回答」79%  
アンケート調査による顧問からの評価・・・「肯定的な回答」80%

- ⑥教職員の長時間勤務の削減につながりつつある。

#### 【例：剣道クラブの場合】

<10～12月>

練習回数 10 回（準備・片付け・片付けを含めた練習時間）36 時間をクラブ化し、部活動顧問は一切関わらずに実施した。

→計 36 時間（12 時間/月）の時間外勤務による指導時間が削減され、教職員の負担軽減につながった。

#### (2) 課題

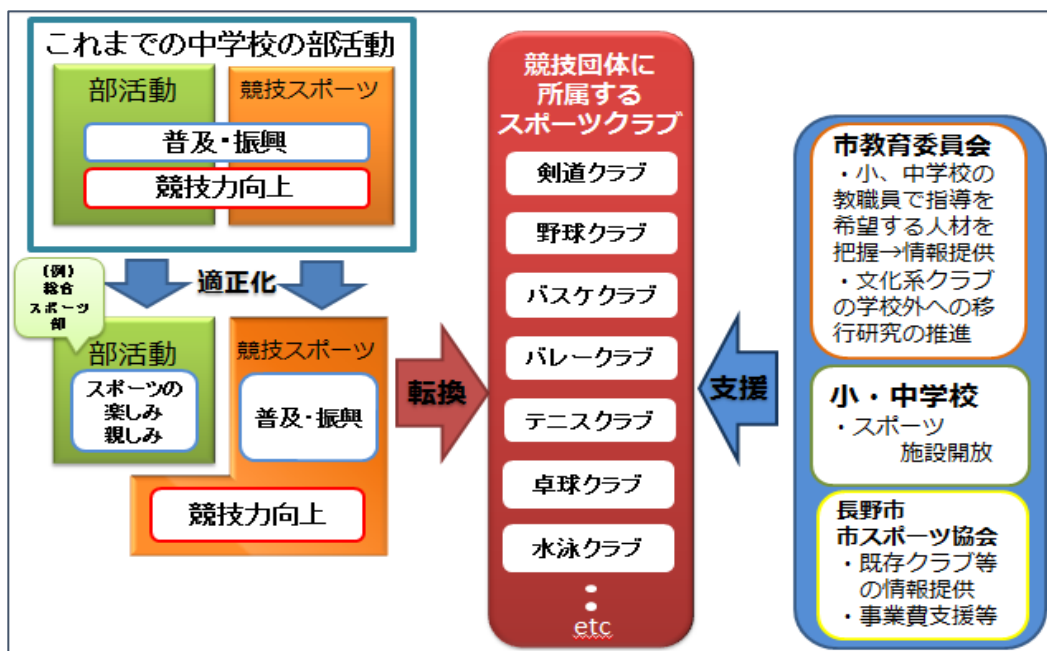
- ①学校主体からスポーツ競技団体を母体としたクラブへの発展
- ②スポーツ競技団体との連携
- ③近隣中学校との連携や、中山間地の小規模校で希望する種目がない生徒が参加できる仕組み



上記の課題①について、来年度長野市スポーツ課と連携し、競技力向上を願う生徒のスポーツ環境づくりとして、長野市の競技団体が主催するスポーツクラブの構築を目指し、継続して地域移行に取り組んでいく。

(3) 本研究を踏まえ、本市が目指す姿（ゴールイメージ）

【長野市版スポーツ活動モデル（案）】



4 「休日の部活動の段階的な地域移行」について実践研究から見てきた事柄

(1) 関係団体と円滑に地域移行を推進できる体制の構築のために必要なこと

長野市の実践研究は、「休日にもっと練習をしたい」という生徒のニーズに応えられる環境構築の実現を目指す「学校の願い」からスタートした。所管する長野市教育委員会は、県の指針に沿った活動の実施を進めており、学校管理下の部活動以外のスポーツ活動についても、県指針に沿った実施を求めている。本実践研究をスタートするにあたり、学校と市教育委員会（県教育委員会も含む）の間で、「地域移行した活動の活動基準をどうするのか」という点について時間をかけて検討を重ね、移行後の活動を「県指針の活動基準を踏まえた活動」とした。

この休日の部活動の地域移行は大変大きな改革であり、関係団体の連携のもとではじめて実現可能なものとする。従って、本県の実情から考えると、民間のスポーツ団体や法人化された総合型地域スポーツクラブ等が存在する都市部の県とは違い、運営主体となり得る団体が個々に進めようとしても、運営体制が整わなかったり、活動を管理したりすることは難しいと考える。行政（市町村教育委員会等）がコーディネーターとなり、学校や運営主体となり得る団体と連携していくことで、はじめて進んでいくものとする。

よって、行政と学校が目指す方向を共有し、明確にした上で地域移行を進めていくことが必要不可欠なこととなる。

また、教育委員会とスポーツ振興に携わる部局との連携も必要である。コーディネートは教育委員会が中心に行うが、運営主体との連携にはスポーツ振興担当部局が進めることになるため、連携は不可欠となる。長野市教育委員会は、学校の願いを吸い上げ、市のスポーツ課と連携をして、市の競技団体を運営主体とした組織の構築を目指す連携が可能となってきている。

## **(2) 拠点校の取組や関係団体の協働を効果的に促進するための支援とは？**

本部活動改革は、「学校と地域が連携した子どもたちのニーズを踏まえたスポーツ環境の構築」と「働き方改革」が大きな柱となっている。長野市の実践研究を進めるにあたり、(1)に示した通り「学校の願い」からスタートしたこともあり、生徒、保護者に対する説明は、学校が行ってきたが、「地域としてどのような環境の構築を目指しているのか」「指導体制をどのように整備していくか」という改革の方向性については、行政がイニシアティブをとることで、その後の協力が得やすくなると考える。学校を所管する教育委員会のみではなく、国や県が、市町村教育委員会に対して、地域移行に関する説明会を実施することも、共通認識の下で改革を進める上では必要と考える。(なぜこの市だけ地域移行をはじめめるの？他の市町村は休日も部活としてやっていますよ！といった声が実際に聞こえてくる)

## **(3) 様々な課題をどのように克服していくか？**

### ①指導者確保について

市教育委員会に、教職員を対象にした「スポーツ指導者人材バンク」を設置する。必要に応じて、各クラブに指導者を派遣する。

### ②運営主体の確保について

市スポーツ振興部局（スポーツ課）が、スポーツ協会、スポーツ競技団体、総合型地域スポーツクラブ等とヒアリングを繰り返して行い、部活動改革について共通理解を図るとともに、新たな動きを依頼していく

例) 新たに大会を開催する

新たにクラブチームを創設する

新たに休日の練習会を実施する

新たに運営資金を補助する仕組みを研究する

### ③保護者の理解について

行政等からスポーツ振興の考え方、受益者負担の原則等について丁寧に説明する。クラブ等は、年間必要経費を事前に周知し、競技団体から補助金を支給してもらう仕組みを競技団体と確認しておく

### ④自治体の役割について

市スポーツ振興部局（スポーツ課）が予算を確保し、スポーツ協会に補助金を支援する。

スポーツ協会は事業計画を提出したスポーツ競技団体へ補助金を支給し、各クラブを支援する。

## **(4) どうすれば改革の取組を円滑に他地域に普及していけるか？**

中体連の大会においても、学校単位での大会参加資格を見直し、地域移行によって新たに組織されたクラブチームの参加を認めていく。また、大会趣旨をチャンピオンシップから、親睦・交流に変更する等、大胆な改革を行うこと

で、地域、保護者、競技団体等に対して部活動改革の本質的な部分が理解していない  
ただけると考える。

#### **(5) 実践研究における活動実績や得られたデータ**

長野市で、教職員、保護者、地域、競技団体等と懇談を重ねた結果、部活動の地域移行はできないと考えている方が非常に多い実態があった。教職員は「地域移行は理解できるけど、現状は難しいのではないか」、保護者は「先生方が楽をしたい。私たちの頃は学校で、無償でスポーツを教えてくれた」、競技団体は「私たちも仕事がある。これまでボランティアでやってきた。これ以上は請け負えない」とそれぞれの言い分がある。

それでも、中には理解を示し、協力してくださる方、団体もあるので、一歩ずつ、成功事例を積み重ね、普及していくことが大切であると考えます。

## 裾花スキルスキルアップクラブ規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 このクラブは、裾花スキルアップクラブ (Susobana Skill Up Club 以下、SSUC) と称する。

(目的)

第2条 このクラブは、中学校の部活動に替わる活動の主体を目指し、中学生あるいは小学生のスポーツ・文化活動の支援に関する活動を行うことを目的とする。

2 クラブの活動は、「長野県中学生記のスポーツ活動指針」、「長野県中学校の文化活動方針」を踏まえたものとする。

(活動・事業の種類)

第3条 このクラブは、前条の目的を達成するために小学生・中学生のスポーツ・文化活動を支援する活動を行い、次の事業を実施する。

- (1) 休日及び平日の中学生あるいは小学生のスポーツ・文化活動を支援する活動
- (2) 小学生・中学生のスポーツ・文化を楽しむ活動を支援する活動
- (3) 地域と子ども達の交流を支援する活動

### 第2章 会員

第4条 このクラブの会員は、第2条の目的に賛同するものとする。

(入会手続き)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会費の返還)

第7条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、クラブの目的や規約に違反したとき、また名誉を傷つける行為を行ったとき、運営委員会の決議を経て除名することができる。

### 第3章 組織

(役員等)

第10条 クラブに次の役職を置く。

- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 会長   | 1名    |
| (2) 副会長  | 若干名   |
| (3) 運営委員 | 必要な人数 |
| (4) 事務局長 | 1名    |

- (5) 監事 2名
- (6) 顧問・参与 若干名

(役員職務)

第11条 会長は、クラブを代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長がかけたときは、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、クラブの会務を分担する。
- 4 事務局長は、事務を統括する。
- 5 監事は、クラブの会計及び会務の執行状況を監督する。
- 6 顧問・参与は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(役員選任)

第12条 会長は、運営委員会にて候補者を推挙し、総会において決定する。

- 2 副会長、事務局長、事務局員、監事は、会長が推挙し、総会において決定する。
- 3 運営委員は、各種目の代表者で構成する。
- 4 顧問・参与は、会長が総会の承認を得て委嘱する。

(役員任期)

第13条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

## 第4章 会議

(会議)

第14条 クラブに次の会議を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 運営委員会
- (3) 部会

(総会)

第15条 総会は、会員（保護者）をもって構成し、クラブの最高議決機関とする。

- 2 総会は会長が招集し、議長は副会長の中から選出する。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) クラブの基本方針等に関すること。
  - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 会費に関すること。
  - (6) 役員に関すること。
  - (7) その他、クラブの運営に関し重要な事項。
- 4 総会は過半数が出席しなければならない。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 やむなき理由で欠席の場合、委任状をもって出席とみなす。



(臨時総会)

第16条 クラブの臨時総会は、運営委員会もしくは会員の過半数の要請があった場合に開催する。

(運営委員会)

第17条 運営委員会は、会長が招集し、会長、副会長、事務局長及び運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、総会から委任された事項及びクラブ運営のために会長が必要と認めた事項について協議・決定する。
- 3 運営委員会は、各クラブの活動を把握し、第2条の目的が達せられるよう支援する。
- 4 運営委員会は、臨時総会を開催するいとまのない場合において、クラブの目的を達成するため、やむを得ないと認められるときは、総会の権限に属する事項について審議し、議決することができる。
- 5 議事は、委任状を含めて出席者の2分の1以上をもって決する。可否同数の場合は、議長が決するところとする。

(部会)

第18条 クラブは運営委員会の協議により、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 運営委員会は各部会の総括と整理、サポートにあたる。
- 3 各部会は、クラブの目的達成のためにそれぞれ具体的な事業を計画し、運営委員会の承認後、その実施にあたる。

## 第5章 事務局

(事務局)

第19条 このクラブの事務局は、裾花中学校に置き、事務局長がクラブ運営の任にあたる。

- 2 事務局に関し必要な事項は、別に定めることができる。

## 第6章 会計

(資金)

第20条 クラブの資金は以下の通りとする。

- (1) 会費
- (2) 事業等による収入
- (3) 補助金、交付金
- (4) 寄付金、協賛金
- (5) その他

(管理)

第21条 クラブの資金は事務局長が管理する。

(予算及び決算)

第22条 クラブの収支予算は総会の議決により定め、収支決算については監事の会計監査を経て、総会の承認を必要とする。

(会計年度)

第23条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

## 第7章 事故の責任

### (事故の責任)

第24条 会員は、クラブの活動に際しては、クラブ諸規定を遵守し、施設管理責任者及び指導者の指示に従い、自己の責任において行動する、これに違反して盗難、傷害等の事故が起こっても、クラブ及び指導者等に対し損害賠償を請求できないものとする。

### (保険の加入)

第25条 会員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。

2 クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲のみ対応するものとする。

3 指導者についても、スポーツ安全保険に加入し、事故・傷害については保険の範囲内においてのみ対応する。保険未加入のボランティアメンバーの活動中の事故については、クラブは一切の責任を負わない。

## 第8章 個人情報の管理

第26条 クラブが知り得た個人情報は、クラブ運営のみに使用し、情報の管理を徹底する。

## 第9章 規則・細則

第27条 この規約に定めない事項及び運営上必要な規則・細則は総会または運営委員会の決議により定める。

第28条 この規約は、総会出席者の過半数の同意を得て改正することができる。

### (附則)

この規約は、令和3年 月 日から施行する。

## SSUC 専門部運営規則

(目的)

第1条 この規則は、裾花スキルアップクラブ（Susobana Skill Up Club 以下、SSUC）の目的達成のため、種目ごとに活動を行う専門部の設立・運営の原則について定めたものである。

(専門部)

第2条 SSUCにおいて、以下の要件を満たした場合、専門部としての活動を認める。

- (1) この運営規則に定めた要件を満たした地域指導者がいること
- (2) その専門部での活動に参加を希望する会員がいること
- (3) 総会（年度途中においては運営委員会）の承認を得ること

(指導者の要件)

第3条 SSUC指導者とは、中学校職員以外の地域指導者と、中学校指導者（兼職兼業の許可を得た者）である。SSUC指導者として活動するためには、次に掲げる要件を満たしていることとする。

- (1) スポーツ・文化を通して、青少年の健全育成に寄与する志があること
- (2) 活動をするにあたり、会員の健全な育成（教育者としての責任）、参加会員の健康・安全（安全責任）、活動場所の施設・備品の管理（管理責任）を追うことを自覚し、行動すること
- (3) 中学校に部活動がある活動においては、地域指導者と部活動顧問（中学校指導者）の連携を図り、一貫した指導となるよう努めること
- (4) 活動の専門性及び、小中学生の指導者としての専門性を高めるよう研修に励むこと
- (5) 必要に応じて専門部以外のSSUCの活動にも協力すること

(指導者に関わる規定)

第4条 SSUC指導者に対しては、予算の範囲内において謝金を支払う。

- 2 SSUC指導者は、クラブが勧める研修会に参加する。
- 3 SSUC指導者のスポーツ安全保険は、クラブの予算から出す。
- 4 SSUC指導者は、練習会場・用具の管理を行う。

(会員)

第5条 スポーツや文化を愛し、専門性を高めたいすべての小中学生に寄与する活動にしたい趣旨から、SSUC専門部の活動に参加したい会員は、裾花中学校生徒に限定せず、趣旨に賛同し、入会申込書を提出したすべての児童・生徒とする。

- 2 小中学生の多様な興味関心、体力等の個人差等を考慮し、SSUC専門部の活動への参加は任意とする。会員は、指導者から参加を強要されたり、欠席により不利益を被ったりすることはないものとする。

(会計)

第6条 専門部の活動を進める上での経費については、専門部ごと集金し、運営をする。専門部の会計については、年度末に会計報告を行う。

(改正)

第7条 この規則は、運営委員会において出席者の過半数の同意を得て改正することができる。

(附則)

この規則は、令和3年 月 日から施行する。

## SSUC指導者規定

1. スポーツ・文化を通して、青少年の健全育成に寄与する志をもって指導にあたること。
2. 活動をするにあたり、会員の健全な育成（教育者としての責任）、参加会員の健康・安全（安全責任）、活動場所の施設・備品の管理（管理責任）を迫ることを自覚し、行動すること。
  - (1) 児童・生徒の人間性や人格の尊厳を尊重し、体罰、暴言等の人権を損なう行為が決しておこらないよう指導に当たる。
  - (2) 単に技術的な向上を目指すだけでなく、人としてのマナーや礼儀、仲間との協調性、ねばり強く目的に向かって努力する姿勢など、スポーツや文化活動を通して良き社会人として生きる力を育む場となることを目指して活動を進める。
  - (3) 活動は、参加者の安全を第一に考え、活動内容に十分留意して行い、安全や健康維持の確保が不十分な練習や過負担な練習によるけが等、健康を害することがないように十分に配慮して活動を進める。
  - (4) 活動する施設の開錠、清掃等の整美、施錠は、指導者の責任で行う。活動に使用する備品の管理も指導者が行う。
3. 中学校に部活動がある活動においては、部活顧問と連携を図り、強化の方向性や練習計画など情報交換を密に行い、一貫した指導となるよう努めること。
4. 活動の専門性及び、小中学生の指導者としての専門性を高めるよう研修に励むこと。
5. 必要に応じて専門部以外のSSUCの活動にも協力すること。
6. 上記の指導者規定に反し、SSUCの趣旨から逸脱した指導を行う指導者については、運営委員会の承認を得て、指導者登録から削除することもある。

.....

## SSUC指導者登録願い

SSUC会長様

私は、上記の指導者規定に同意し、SSUCの指導者になることを申請します。

ふりがな 氏名	印
生年月日	年 月 日
住所	〒 長野市
連絡先	— —

※ 個人情報はクラブ運営のみに使用し、情報の管理を徹底します。

# SSUC 入会届 (兼誓約書)

わたし すそばな さんか ぎじゅつ こうじょう めざ  
私は、裾花スキルアップクラブに参加し、技術の向上を目指すとともに、  
しんしん けんこう にんげん どりょく ちか  
心身ともに健康な人間になれるよう努力することを誓います。

参加希望する専門部	部
-----------	---

小・中 学校 年 組

参加児童・生徒名

(生年月日 年 月 日)

保護者名

⑩

○ 下の欄に必要事項の記入をお願いします。

<住所>

住所	〒 長野市	
電話番号	— —	自宅・携帯 (父・母)

<緊急時の連絡先>

優先順位	電話番号	どなたの番号か (氏名・続柄)
①	— —	・
②	— —	・

<所属> いずれかに○

裾花中学校部活動 その他 ( )
------------------

<その他> 指導者に伝えたいことがあればお書きください。

--

※ 個人情報はクラブ運営のみに使用し、情報の管理を徹底します。

# 求む！指導者

- SSUC 発足当初から参加する予定の部活動（7月20日現在）
  - ・ 男子バレーボール部
  - ・ 男子バスケットボール部
  - ・ 女子バスケットボール部
  - ・ サッカー部
  - ・ 剣道部

SSUC の成否を決める最大の難関が、地域の指導者の確保です。上の部活動は、現在の外部コーチが、SSUC の指導者になって頂ける見通しのある部活動です。裾花中学校には、ほかにも現在右のような部活動があります。指導体制の確立はこれから、という部活動がたくさんあります。

SSUC の趣旨に賛同し、指導者になって頂いても良いという方を広く募集します。自薦・他薦を問いません。興味のある方は、ぜひ一声かけてください。

部活動を行っている生徒の皆さんも、心当たりがあればぜひ教えてください。

SSUC 事務局  
吉田正信（中学校担当職員）  
電話：026-226-1804  
（裾花中学校）

- 裾花中学校のその他の部活動
  - ・ 女子バレーボール部
  - ・ 男子ソフトテニス部
  - ・ 女子ソフトテニス部
  - ・ 野球部
  - ・ ソフトボール部
  - ・ 陸上部
  - ・ 卓球部
  - ・ 吹奏楽部
  - ・ 合唱部
  - ・ 演劇部
  - ・ 美術部
  - ・ 家庭科部
  - ・ 物づくり部

## 裾花スキルアップクラブ設立総会・発足会

期日：令和3年8月28日（土）（予定）

- 場所：裾花中学校北体育館
- 日程：8：30～ 9：00 SSUC 設立総会（保護者参加）  
9：00～ 9：30 SSUC 発足会（生徒参加）
- 設立時に SSUC に参加する要件
  - ・ 指導者は、事務局に連絡を取り、指導者申請をすませていること。
  - ・ 会員は、入会申込書を部活動顧問を通して、事務局に提出すること。
- できる専門部から SSUC としての活動を始めます。上の要件をこの日まで間に合う部活動は、準備を進めてください。これ以後の参加申請は、SSUC 運営委員会にて承認し、活動をスタートします。

※ お問い合わせは、SSUC 事務局（裾花中学校 担当 吉田）までお願いします。

# 部活動から SSUCへ

裾花スキルアップクラブ

## 「裾花スキルアップクラブ」発足のご案内

「裾花スキルアップクラブ（以下、SSUC）」は、「部活動を学校単位から地域単位の取り組みにする」という国の指針を受けて、裾花中学校の部活動を地域主体の組織へ移行することを目指して設立する組織です。

裾花中学校は、「休日部活動の段階的な地域移行」を目指す文部科学省から、実践研究を推進する拠点校に指定されました。今後は、長野市教育委員会とともに、部活動地域移行のモデル校事業に取り組みます。伝統ある裾花中学校の部活動を、地域の力を借りながら持続可能で生徒にとってより魅力ある活動へと進化させるため、SSUC は活動を進めます。

## ごあいさつ

### 保護者・生徒の方々へ

SSUC 発起人 藤原宗吉  
（元PTA会長・サッカー部外部指導者）

SSUCで友達を作りませんか？  
スキルアップしませんか？  
健康な体の土台を作りませんか？

中学生は自分で選んで決めていく年齢になります。チームワークや自主性、リーダーシップやフォロワーシップ、コミュニケーション能力や関係する人へのリスペクト。人間形成に欠かせない時期です。

自主性を前提にし、地域や中学校の施設を使い、先生と地域指導者が連携して開かれたクラブを目指します。

その為には、地域の方々、先生方々、保護者の方々の協力なくしては成り立たないと思っております。ご理解、ご協力をお願いして、挨拶とかえさせていただきます。

### SSUC スタート！

裾花中学校長 小笠原重光

私は裾花中学校に赴任して以来、地域の皆さんのお力をお借りして組織する「裾花スキルアップクラブ（SSUC）」の設立を、常に意識し取り組んできました。

昨年度、長野県がスポーツ庁の「地域運動部活動推進事業」を委託するということを知り、この事業の力を借りて SSUC の設立を目指そうと考えました。今回、裾花中学校はモデル校の指定を受け、いよいよ SSUC が現実のものとなります。

「地域の皆さんと活動することができる」「自分の課題を克服することができる」、そんな SSUC を生徒、保護者、地域、学校でつくり上げていきましょう。



# SSUC設立の経緯

## ○ 部活動は裾花中学校の伝統

全国大会で活躍した女子バレーボール部、吹奏楽部をはじめ、バスケットボール、サッカー、野球…。県や北信越の舞台上、これまで多くの部活動が活躍してきました。部活動は、裾花中学校の誇れる伝統です。



文部科学省は、部活動は「教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会」「多様な生徒が活躍できる場」とその意義を示しています。

## ○ 曲がり角を迎えている部活動

一方で、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.4）」を出し、運動部活動の在り方を、見直すよう進めています。

そして、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」（R2.9）で、部活動が「教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因である」、「指導経験のない教師には多大な負担」と、「働き方改革」の視点から部活動改革を進めようとしています。

## ○ 休日部活動の段階的移行

スポーツ庁は、「休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこと」とし、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る」ことを目指しています。地域部活動を推進するための実践研究を実施し、その成果を基に地域移行の実施をしたいと考えています。

## ○ 裾花中学校の立場

このような時代の流れを受け、かねてから裾花中学校では、自らの個性をより伸ばしたい生徒たちのために、地域の力を借りた部活動に替わる新しい枠組みを模索していました。そこで上記の「地域部活動実践事業」の実践研究校に立候補し、指定を受け補助金を頂ける見通しとなりました（県下2校）。

この指定を受けて立ち上げたのが「SSUC」です。

# SSUCが目指す姿

## ○ 休日部活動を SSUC の活動に移行します

- 休日の部活動を、学校部活動としてではなく、SSUC としての活動にします。学校職員がいなくても地域の指導者のもと、活動することになります。
- ただし、すべての部活動で地域の指導者が見つかるまでには時間がかかります。指導者が未定の部活動に関しては、従来通りの休日の部活動を行うことにし、段階的に SSUC への移行を目指していきます。

## ○ 指導者は地域のマンパワーで

- 指導者を広く地域から募集します。指導者は、「スポーツ・文化を通して、青少年の健全育成に寄与する志がある方」をお願いします。指導者としての資質を高めるため、研修会も計画しています。
- 指導者には、予算の範囲で謝金を出します。また予算の中から、スポーツ傷害保険に加入して頂きます。



## ○ 部活動と SSUC の関係

- 平日は部活動として部活動顧問が指導、休日は SSUC として地域の指導者が指導することが基本です。部活動顧問と SSUC 指導者は、コミュニケーションを密にして、大きな指導の方向を共有し、それぞれの指導者の持ち味を生かして練習を進めます。
- これまで通り熱心に取り組みたい部活動顧問もいます。部活動顧問も本人の意志があれば、SSUC の指導者として登録して、活動することが可能です。

## ○ SSUC に参加するには

- 地域の指導者がいて、参加を希望する生徒がいれば、SSUC の専門部として活動ができます。部活動から SSUC 専門部に移行するためには、地域の方の中から指導者になってくれる人を見つけ、部員が SSUC 入会申込書を提出するという段階を踏むことになります。

## ○ 費用について

- 安定的な活動を維持するため、指導者への謝金、事務局の設置等、出費を見込んでいます。初年度は、会費無料です。補助金の中で運営していきます。2年目以降、助成金、寄付金などを頂き安定した活動ができるよう研究を進めますが、会費を頂くことになるかもしれません。
- 会員には、スポーツ傷害保険に入って頂く予定です（800 円）。会員の健康・安全に十分留意して活動をしますが、けが等の保障については、保険の範囲内とさせていただきます。

# SSUCのメリット

## ○ スキルアップを目指します

- SSUC は従来の部活動の枠組みを超えた活動です。「もっとうまくなりたい」「十分な練習時間が欲しい」という生徒の希望に応え、スキルアップにつながる活動ができるよう考えています。「部活動ガイドライン」に沿って、健康に配慮して活動を進めます。
- 会員の過負担にならないよう、SSUC の参加は任意です。練習への参加を強要されたり、不参加によって不利益を被ったりすることがないように指導します。生徒一人一人の価値観や体力に応じて参加することが可能です。

## ○ 活動場所の安定提供

- SSUC の活動を中学校としても応援していきます。裾花中学校の施設・用具などは、可能な限り優先利用できるようにします。また、住民自治協議会の協力を得て、公民館など地域の施設も、希望があれば利用させて頂く予定です。

## ○ 学校の部活以外の活動も

- 例えば「バドミントンをやりたい」という願い。指導者と会員がいれば、SSUC として活動できます。多様な活動への広がりが期待できます。

## ○ 裾花中学校以外の生徒でも

- SSUC への参加は、裾花中生徒に限定しません。例えばサッカーをやりたい小学生、バスケットボールをやりたい他校の生徒等、広いニーズを満たす活動にしたいと考えています。



## ○ SSUC 内の交流も

- 専門部を越えて、会員全体でトレーニングをしたり、メディカルケアをしたり、レクリエーションをしたり、イベントを開催したり…。部活動でできなかった様々なアイデアを実現できる場として SSUC が育っていくことを期待しています。